

社会保険、労働保険など

○社会保険制度とは

病気、ケガ、身体の障害、死亡、老齢、失業などがおきたときに、保険制度の加入者やその家族に対して保険給付を行い、生活を保障する制度です。

社会保険制度は、「社会保険」と「労働保険」に分かれ、厚生労働省が管轄しています。

「社会保険」には、医療保険(被用者保険、国民健康保険など)と、介護保険、年金保険(厚生年金保険、国民年金など)があります。

「労働保険」には、労働者災害補償保険と雇用保険があります。

○労働者災害補償保険（労災保険）

仕事でケガをしたり、病気になった場合や、過労死、過労に伴う自殺、通勤の途中で災害を受けた場合には、一定の基準を満たせば、「療養補償給付」「休業補償給付」「障害補償給付」など各種の給付を受けることができます。

この制度は、全ての外国人労働者に適用されます。

(問い合わせは、勤め先の住所を管轄する労働基準監督署へ)

問い合わせ先 兵庫労働局監督課 外国人労働者相談コーナー (対応言語：中国語) 0570-001-702
 姫路労働基準監督署 外国人労働者相談コーナー (対応言語：ベトナム語) 079-224-8181
 詳しくは厚生労働省ホームページから検索 (多言語対応)
<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html>

西宮労働基準監督署 0798-26-3733



○雇用保険

雇用保険は、労働者が失業したとき、「失業給付」を支給し、再就職するまでの間の生活の安定を図ることを目的とした保険です。

・雇用保険への加入と被保険者資格

原則として、一人でも労働者を雇用している事業者は、必ず雇用保険に加入しなければなりません。保険料は、労働者、使用者の双方が負担します。

在留資格が永住者、日本人の配偶者、定住者である場合は、外国人も対象となります。

雇用期間が短い人、雇用関係の終了と同時に帰国することが明らかな人は、被保険者になれません。

・失業給付を受けるには

被保険者期間が、失業する前の2年間に、通算して12ヶ月以上あること、再就職の意志と、働ける状態にあることを条件に支給されます。

問い合わせ先 西宮公共職業安定所 (ハローワーク西宮) 0798-22-8600

○医療保険

労働者やその家族が、病気やケガをした場合、必要な医療給付や手当金などを支給し、生活の安定を図る制度です。

問い合わせ先 加入している健康保険

自営業や農林水産従事者、退職した人などは、都道府県及び市区町村が運営する「国民健康保険」に加入することになっています。国民健康保険料は、世帯単位で市区町村の役所に納めます。また、75歳以上の人や一定の障害があり、申請により認定を受けた65歳以上の人には「後期高齢者医療制度」に加入することになっています。後期高齢者医療保険料は、個人単位で市区町村の役所に納めます。

問い合わせ先 西宮市役所国民健康保険課 0798-35-3117
西宮市役所高齢者医療保険課 0798-35-3192

○厚生年金保険

会社、工場、商店などで働く労働者が加入する年金制度です。労働者の老後の生活の保障をすることが主な目的ですが、ケガや病気で働けなくなった人たちの生活や、労働者が死亡した場合の、遺族の生活を保障する役割も果たしています。

問い合わせ先 ねんきんダイヤル 0570-05-1165
050の電話からかける場合は03-6700-1165

全ての法人の事業所は、必ずこの年金保険に加入しなければなりません。保険料は、事業主と労働者が負担します。保険料は被保険者の賃金額により異なります。（問い合わせは、勤め先の住所を管轄する年金事務所へ）

問い合わせ先 西宮年金事務所 0798-33-2944

自営業、農林水産業従事者、学生、無職の人など、厚生年金保険などに加入できない人は、国民年金に加入することになっています。

問い合わせ先
国民年金について 西宮市役所医療年金課 0798-35-3124

○脱退一時金支給制度及び社会保障協定

厚生年金保険および国民年金には、脱退一時金支給制度があります。これは、外国人が日本滞在中に年金に加入し、保険料を6か月以上納めた場合、帰国後2年以内に、所定の手続きに従って請求すれば、脱退一時金が支給される制度です。帰国前に、「脱退一時金請求書」を、年金事務所などで入手し、帰国後、その請求書に必要事項を記入の上、添付書類と一緒に日本の日本年金機構に送付して、手続きしてください。社会保障協定により、日本での年金加入期間と本国での加入期間を通算し、それぞれの国から年金を受け取ることができる場合があります。脱退一時金の支給を受けた場合、その額の計算の基礎となった期間は、年金に加入していなかったものとみなされ、通算の対象とはなりません。

問い合わせ先 ねんきんダイヤル 0570-05-1165
050の電話からかける場合は03-6700-1165

※注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。